

簡易耐震診断のご案内

*多可町内の固定資産所有者等すべての方に送付しています

阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた建物のほとんどは、**昭和56年5月以前に建築された木造住宅**でした。
南海トラフ地震などの発生が懸念されている今、ご自分のお住いの耐震性を確認しましょう。

診断可能な木造住宅の要件

- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - 延べ面積の半分以上が居住用のもの
 - 原則として建築基準法に適合しているもの
 - 枠組壁工法、丸太組工法等以外で建てられたもの
 - 過去にこの事業を受けていないもの など
- (増改築をされている場合は、診断できない場合があります)

診断費用は
無料です。



多可町ホームページ
「住宅助成事業」



多可町役場 定住推進課
電話 0795-32-4776
E-mail teijyu@town.taka.lg.jp

空き家で損をしないために。

◆令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。
相続した土地・建物の相続登記がお済みでない方は、速やかに手続きしましょう。

◆いずれ空き家になるなら、備えを。

実家の相続、施設への入所など、よくある理由で空き家は発生します。将来どうするか、あらかじめ家族で相談しておきましょう。

◆使う予定がある空き家は、管理を。

空き家は正しく管理しないと、たちまち劣化します。理想的な管理の目安は、外観点検や換気は月1回以上、草刈りは年3回程度です。
大雨や台風、地震の後にも点検をしましょう。

◆使う予定のない空き家は、処分を。

将来使う予定がないなら、売却や賃貸も検討しましょう。劣化が進むほど、地域に空き家が増えるほど、処分が難しくなります。

空き家の管理は所有者の責任です。所有者には法律で、適切に維持管理する責任が定められています。

地域のために利活用を

空き家バンク

窓口 多可町役場定住推進課
住所 多可町中区中村町123
受付時間 平日(8:30~17:15)
電話 0795-32-4776
E-mail teijyu@town.taka.lg.jp



多可町の
定住支援
サイト



ご一読
ください

『損する空き家・損しない空き家
～空き家発生予防のための23箇条～』
ひょうご住まいづくり協議会



多可町ふるさと納税
空き家管理サービス
(外観目視点検)



空き家の相談は
多可町定住推進課 空き家担当
電話 0795-32-4776
E-mail teijyu@town.taka.lg.jp

※この案内は、多可町空家等対策計画に基づき、すべての方の固定資産税納税通知書に同封しています。